### 鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付目的)

第2条 本補助金は、こどもエコクラブ全国事務局に登録済の県内のこどもエコクラブ(以下「こどもエコクラブ」という。)が実施する様々な環境学習・環境活動を促進することにより、環境を大切にする心と行動力の育成をはかり、幼児から高校生を中心に大人を含めた地域活動の活性化を図ることを目的として交付する。

#### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、様々な環境学習・環境活動(次の各号のいずれかに該当するものを除く。以下「間接補助事業」という。)を実施するこどもエコクラブに対して当該間接補助事業に要する別表に掲げる経費(当該年度の4月1日以降で規則第6条第1項の規定による交付決定の日前に実施した間接補助事業に要した経費を含む。以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)について間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
  - (1)政治活動又は宗教活動を目的とするもの
  - (2)営利目的のもの
  - (3)その他知事が適当ではないと認めるもの
- 2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金の額(当該こどもエコクラブに登録されているメンバー及びサポーター(以下「メンバー等」という。)の数の総数に700円を乗じて得た額を限度とする。)に2分の1を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。以下同じ。)への発注に努めなければならない。

#### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、その年度の9月末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号による一覧表を添付しなければならない。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、 前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た 額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

#### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 事業実施地を所管する総合事務所長又は西部総合事務所日野振興センター所長、所管の地方機関がない場合にあっては、知事(以下「知事等」という。)は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすること

ができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13	補助事業者等	間接補助事業者等
条、第14条、第16条第2項後	交付決定	間接交付の決定
段、第17条、第25条及び第26	補助事業等	間接補助事業
条	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金	間接補助金
	等	

#### (承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (間接的な変更等の承認)

- 第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事等に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事等の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、本補助金の増額を伴う変更等を定めてはならない。

#### (指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事等に報告しなければならない。

#### (実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに 行わなければならない。

- (1)規則第17条第1項第1号の場合にあっては、間接補助事業の完了の日から60日を経過する日
- (2)規則第17条第1項第2号の場合にあっては、間接交付の中止又は廃止の日から30日を経過する日
- (3)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、間接補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ 様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、様式第3号による一覧表を添付しな

ければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事等に報告し、知事等の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

### (間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (提出書類)

第12条 規則及びこの要綱の規定による書類は知事等に提出することとし、部数は1部とする。提出 先は事業実施地を所管する総合事務所又は西部総合事務所日野振興センター、所管の地方機関がな い場合にあっては、環境立県推進課とする。

#### (雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部 長が別に定める。

#### 附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附具
- この改正は、平成21年3月25日から施行し、平成21年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成22年3月31日から施行し、平成22年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成26年3月24日から施行し、平成26年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成30年3月14日から施行し、平成29年度に実施する事業に係る第11条に規定する実績報告から適用する。

#### 附則

- この改正は、平成31年3月20日から施行し、平成31年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、令和2年5月20日から施行し、令和2年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。 附 則
- この改正は、令和5年4月28日から施行し、令和5年度に実施する事業から適用する。

### 別表 (第3条関係)

- 1 講師等への謝金及び旅費
- 2 メンバー等の旅費
- 3 消耗品費
- 4 燃料費
- 5 印刷製本費
- 6 通信運搬費
- 7 広告宣伝費
- 8 保険料
- 9 自動車・船舶借上料
- 10 会場・機器借上料及び会場設営費

(会場設営を委託する場合は、県内事業者に発注すること。ただし、止むを得ない事情で県内 事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)

- 11 施設の入場料
- 12 原材料費
- 13 その他知事が特に必要と認める経費

(委託する場合は、県内事業者に発注すること。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への 発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)

# 年度こどもエコクラブ活動計画(報告)書

1	エコクラブの名称					
		時 期	内容			
2	活動(予定)内容					
2	1039) (1 /C) (1/0					
3	活動に要する経費					
	では の総額			円		
4	界内事業者への発注					
	が困難である理由					
	むを得ない事情で県内事業					
	への発注が困難であるとあ					
	かじめ分かっている場合に <b>遠</b> )					
	-1/-	+-	4m.			
5	他の補助金等の活用	<b> </b> 有	· 無			
C	の有無	※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。				
		※「有」の場合は	は、下記に記載してください。			
	活用する補助金等の名称					
	事業内容					
	当該補助金等に係る	部署名・団体				
	問い合わせ先	連絡先電話番	号:			
		メンバー数		人		
		7.47.30				
		サポーター	数	人		
		合 計		Д		
6	その他参考事項			人		
		添付書類				
		_	ラブ全国事務局に登録した人数が確認できる書類			
			あるいは変更届の写し) バサポーターの年齢と氏名が記載された名簿			
			績)がわかる成果報告書(活動報告書提出時)			
			業者・簡易課税事業者・免税事業者・			
7	消費税の取り扱い		合が5%を超えている公益法人等・			
'	1日貝1元0/1X 7 1X V 1	地方公共団	体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事	業者		
		※消費税の取り払	ひいについて、該当するものに○をしてください。			
_	)+//p //.	サポーター名				
8	連絡先	金红亚口				
		電話番号				

- 注 1 この様式は、間接補助事業を実施するこどもエコクラブごとに作成すること。
  - 2 ③の成果報告書は別紙報告書によること。

## 年度こどもエコクラブ活動収支予算(決算)書

1	収入				(単位	円)
	区 公	子質 (沖質) 類	描	更		

区 分	予算(決算)額	摘  要
市町村補助金		
<b>1</b>		

2 支出 (単位 円)

区 分	予算(決算)額	摘  要
計		

- 注1 この様式は、間接補助事業を実施するこどもエコクラブごとに作成すること。
  - 2 摘要欄には、積算内容等を記載すること。

# 年度○○市町村こどもエコクラブ活動収支予算(決算)一覧表

(単位 円)

					(単位 円)
			市町村への	市町村への	県への
亚日	こじょー・カニゴタ	メンバー等	交付申請	交付申請	交付申請
番号	こどもエコクラブ名	の数の総数	(実績報告)	(実績報告)	(実績報告)
			年月日	額	額
計					

 第
 号

 年
 月

 日

○○市町村長 様

職氏名

#### ○○年度鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金(以下「補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

#### 1 対象事業

本補助金の間接補助事業は、「県内のこどもエコクラブが実施する様々な環境学習・環境活動に対する支援」とし、内容は・・・・・・・・とする。

### 2 交付決定額等

 (1)算定基準額
 金
 円

 (2)交付決定額
 金
 円

### 3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県こどもエコクラブ活動支援 補助金交付要綱(平成 18 年 6 月 28 日付第 200500141445 号生活環境部長通知。以下「要綱」とい う。)第3条第2項及び第4条第4項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額の いずれか低い額により行う。

#### 4 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番		号
年	月	日

職氏名様

### ○○市町村長

年度鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定があった鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1	交付された補助金等の額の確定額	金	Ш
2	消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	_	1 1
<b>∠</b>	付負債の中日により推定 Uに付負債及U型力付負債に係る口力公室が使	· 金	円
3	補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	<u> </u>	ш
		金	円
4	補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)	金	円

- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)

### 様式第6号 別紙(第7条関係)

### 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 団体名
- 2 団体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

X	分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳							

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

# 年度鳥取県こどもエコクラブ活動成果報告書

1 活動内容の種類 ※該当するものを○で囲んでください。複数選択可	リサイクル / 水質調査 / ごみ・清掃活動 / 自然観察 交流会 / 施設見学 / エコ工作 / その他( ※その他の場合には必ずカッコに種類を記載してください。	)
	<ul><li>【メンバーの感想】</li><li>【サポーターの感想】</li></ul>	
2 クラブ活動後のメンバ 一及びサポーターの 声	※メンバーの様子で活動前と変わったことなどを記載してください。	
	【次年度の目標・課題となったこと】	
3 活動の状況		
(写真を添付)		
4 鳥取県ホームページ上 での活動状況の紹介 ※○で囲んでください。	<ul><li>・承諾する</li><li>・承諾しない (理由: )</li></ul>	